

## 1. 令和2年第5回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和2年12月11日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 一般質問
- 日程3 議案第140号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第141号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第142号 郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第143号 郡上市債権管理条例の制定について
- 日程7 議案第144号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第145号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第146号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第158号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について
- 日程11 議案第159号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について
- 日程12 議案第160号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程13 議案第161号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について
- 日程14 議案第162号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程15 議案第163号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について
- 日程16 議案第164号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程17 議案第165号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について
- 日程18 議案第166号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程19 議案第167号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程20 議案第168号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程21 議案第169号 白山長滝公園ほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程22 議案第170号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
- 日程23 議案第171号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指

定について

- 日程24 議案第172号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について  
日程25 議案第173号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について  
日程26 議案第174号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について  
日程27 議案第175号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について  
日程28 議案第176号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について  
日程29 議案第177号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について  
日程30 議案第178号 財産の無償譲渡について（為真中央生活改善センター）  
日程31 議案第179号 財産の無償譲渡について（為真小向集会所）  
日程32 議案第180号 財産の無償譲渡について（中津屋地区コミュニティ消防センター）  
日程33 議案第181号 財産の無償譲渡について（六ノ里地区防災拠点施設）  
日程34 議案第182号 財産の無償譲渡について（二日町地区防災拠点施設）  
日程35 議案第183号 財産の無償譲渡について（二日町農村センター）  
日程36 議案第184号 市道路線の廃止について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	本 田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
14番	兼 山 悌 孝	15番	尾 村 忠 雄
16番	渡 辺 友 三	17番	清 水 敏 夫
18番	美谷添 生		

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

13番	田 代 はつ江
-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市 長 公 室 長	日 置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市 長 公 室 付 部 長	河 合 保 隆
健康福祉部長	和 田 美 江 子	農 林 水 産 部 長	五 味 川 康 浩
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小 酒 井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	教 育 次 長	佃 良 之
消 防 長	笹 原 克 仁	郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長	藤 田 重 信

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志
議会事務局 議会総務課 主 任	岩 田 亨 一		

◎開議の宣告

- 議長（山川直保君） おはようございます。議員各位には、連日の出務御苦労さまでございます。
- ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
- 本日の欠席議員は、13番 田代はつ江君であります。
- 本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

(午前 9時30分)

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、2番 長岡文男君、3番 田代まさよ君を指名いたします。

---

◎一般質問

- 議長（山川直保君） 日程2、一般質問を行います。
- 質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。
- なお、質問の順序は、あらかじめ抽選で決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。
- また、答弁につきましては、要領よくお答え頂きますようお願いいたします。

---

◇ 本 田 教 治 君

- 議長（山川直保君） それでは、1番 本田教治君の質問を許可いたします。
- 1番 本田教治君。
- 1番（本田教治君） おはようございます。議長より御許可頂きましたので、通告に従い一般質問させていただきます。
- まずは、新型コロナウイルス感染に対します医療従事者の方々に、本当に心から感謝申し上げます。
- 昨日10日、岐阜県下におきまして過去最高の45人、それも高校生、大学生で相次いでクラスターのこと、だそうです。ますますあしたは我が身、いつ感染してもおかしくない状況でございます。市民の皆様方におかれましては、引き続き感染予防対策の徹底をよろしくお願いしたい、そう思っております。
- 成人式、卒業式、入学式、ここ郡上市においては、どうか開催をさせてあげたい。子どもたちのことを考えてあげると、接触が多い大人から感染者が広がっております。感染者を増やしているの

は私たち親、大人ではないでしょうか。年末年始の3週間、我慢、我慢をお願いしたい、そう思っております。どうか穏やかに過ごしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日私の一般質問、3つあります。1つ目にスケートボードについて、2つ目に郡上市地域公共交通網についてでございます。3つ目に、光回線についてでございます。よろしくお願いいたします。

1つ目のスケートボード競技の取組について及びスケートパーク開設について質問させていただきます。

こんな時期でございますから、スケボーじゃなくてスノーボードじゃないかと思われる方がいるかもしれないけれども、陸を滑るように走るスケートボードでございます。

2020年東京オリンピックにて初のスケートボード競技が開催されます。オリンピックで行われる種目は2つ、街の中を滑るようなコースで技を競うストリートと、複雑な形のコースで技を競うパークでございます。それぞれ男女別に行われます。

オリンピック競技種目になったスケートボード、かつてプロスノーボーダーを輩出した高鷲スノーパークのように、スケートボードにも目を向けていただけないでしょうか。

日本全国の大会の競技ボード人口は、日本スケートボード協会によりますと約3,000人、プロが約80人ということでございます。1940年代にアメリカ西海岸で広がりました木の板に鉄の輪っかをつけて滑ったのが始まりだというふうに言われております。

もう80年間も愛好家によって受け継がれ、現在に至っております。私の倉庫にも、使っておりませんが眠っております。郡上市として、新たなスポーツとして大会の誘致など取り組んでいただけないか、そのことを御検討を希望します。

また、併せてスケートボード専用のスケートパークの新設も考えていただきたい。スケートパーク協会によりますと、スケートパークを利用したいと考えているのは、全国でおよそ117万人と言われております。中でも、中部地区がスケボー人口に対し施設が少ないと協会も中部地区に関心を持ってみます。

郡上市内においては、愛好者が約100人ぐらいじゃないかと関係者からも伺っております。現在、郡上市に大和町に1つしかありません。公園や駐車場などで子どもから大人が楽しんでいる様子ですけれども、警察からの注意もあつたり、近隣住民とのトラブルや事故なども考えられる理由からも御検討を願いたいです。

スケボーは、ダンスと同じように人に見てもらいたい、ギャラリーがいないと寂しいものなのです。そんな動機から、歩道や階段、道路とかで遊んでしまう、そういう方々も見えます。

もちろん、練習する場がない、その理由が1番であると思えますけれども、練習、遊ぶ場所がないから道路などで滑る、スケートボードは道路を利用することは違反なのか調べてみました。

「道路交通法」第76条4項3号で定められております。それによりますと、「禁止行為」として「交通のひんぱんな道路において球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれに類する行為をすること」と定められており、交通の頻繁でない道路は違反ではありません。しかし、違反ではないとはいえ、道路は道路、車両が通行するのです。純粋にスケートボードを気兼ねなく安全な場所で楽しみたいというものです。

観光立市郡上を掲げております。スポーツツーリズムにもう一役買おうと思います。1番は子どもでございます。スケートパークで遊ばせれば、道路より断然安心です。幼少期からモラル、マナーを植え付けると同時に技術が身につく、いつかはオリンピック選手が郡上から出現するかもしれません。

白鳥、大和、八幡、美並とポケットパーク、公園といったところに併設はいかがでしょうか。新たな場所に新設では費用がかさみます。今ある公園にコンクリート製が一番安価で耐久性もあり、メンテ料もあまり発生いたしません。スケートボードが盛んになり、先ほど言いましたスポーツツーリズム大会誘致レベルまで上がるころになりましたら、プロ級の新設を考えればよいと思います。まずは現在ある公園での併設です。担当部長より御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 本田教治君の質問に答弁を求めます。

教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、郡上市のスポーツ振興に関する取組や考え方について御説明をさせていただきたいと思います。

スキーですとか、今本田議員も触れられましたスノーボード、こういうものは郡上市の地域性を生かした特色あるスポーツ、いわゆるウインタースポーツとしまして競技の普及促進や競技団体の育成に取り組んでいるところでございます。

そして、剣道やバレー、相撲、射撃、テニスなどは郡上市の伝統的なスポーツと位置づけ、スポーツ強化種目として指定し、競技力の向上や地域スポーツとしての活性化を図っております。

それから、現在広く生涯スポーツの振興策としまして、郡上市総合計画基本計画において、市民の皆さんの生きがいや健康づくり、青少年の健全育成を目指して1市民1スポーツを目標に、気軽にスポーツに親しめる場の提供や、スポーツを好きになるきっかけづくりに取り組んでおります。

また、市民の皆さんにスポーツの魅力を発信することで、スポーツの関心を高めていただくとともに、スポーツを始めていただくきっかけとなるよう、様々な媒体によりスポーツ情報の発信にも取り組んでおります。

スケートボードは、先ほど議員おっしゃいましたように、オリンピック種目にもなった新たなスポーツとして、まずは市民の皆さんに広く知っていただくことが必要ではないかと考えます。

例えば、ホームページや私どものスポーツコミッションによるケーブルテレビ番組、「え～な郡上 スポーツタックル」という番組がございますが、こういうものを通じて愛好会の皆さんの活動ですとか、郡上で活躍する選手、あるいはゆかりのある選手等について紹介をさせていただくということで、スケートボード自体の認知度の向上につながるのじゃないかと思っております。

それから、皆さんからのいろんなニーズが高まるようであれば、トップ選手の技を見学する機会を設けたり、体験教室を開催するなどして、スケートボードの普及も図れるのではないかと思っております。

現在、岐阜県内には先ほど議員御紹介がありました郡上市大和町と、それからお隣の関市に民間のスケートパークが各1か所ございます。それと、中津川市と高山市に公共のスケートパークが各1か所あると認識しております。

中津川市の中津川公園スケートパークは、スケートボード、それからBMX——バイシクルモトクロスですね、自転車のモトクロス、それからインラインスケート、これはローラースケートのことでございますが、そういうものの専用の有料パークとなっております。

それから、高山市の宮川緑地公園は、宮川の河川敷を利用してスケートパークのほかには遊具やゲートボール場、芝生広場も併設されております。子どもから高齢者までが利用されており、入場料は無料で終日自由に出入りができる施設となっております。

先ほど本田議員もおっしゃったように、ポケットパークなどを利用してというお話でございましたが、高山の場合はそういうような形態なのかなというふうに思っております。

利用状況や運営方法は施設によって様々でありますので、まずはこれらの施設についての調査研究を進めていきたいと思っております。

以上のことから、スケートボードを新たなスポーツとしてまず紹介することから取り組み、郡上市でのスケートパークの新設については、既存の施設の運営状況ですとか、市内の愛好家の皆さん、それから競技人口の今後の推移、指導者の状況等を踏まえながら、今後研究していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（山川直保君） 本田教治君。

○1 番（本田教治君） どうも御答弁ありがとうございます。調査研究をしていただくということで、調査研究材料を持って私出向きますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

次に、郡上市地域公共交通網についてでございます。

前回、9月に一般質問させていただきました、もっと地域に寄り添った運行をというところで、タイミングよくその後小那比から美並八幡間のルートの見直しなど、細かく見直していただき、来

年1月から運行するとのことでございます。感謝申し上げます。

あれもこれもお願いで、提案やらで本当に恐縮でございますけども、本日まめバスと自主運行バスの2点ありますので、よろしく願いいたします。

まめバス、自主運行バス一括質問とさせていただきますので、御答弁をよろしく願いいたします。

八幡町内のまめバスルートの変更についてでございますが、まめバスは100円で八幡町内を回れる安価で便利さが市民へ定着されています。それに伴い、路線の拡大を希望される御意見をよく耳にいたします。

その1つに、八幡小野方面は八幡バスの明宝線がありますけども、まめバスを初納団地まで延ばしていただけないかという御意見を耳にします。

この北部には商業施設があり、また近々にその地区に移転の情報も入っております。高齢の方の利用が今後期待されると思います。まめバス運行を始めてからルートの見直し、そういったことはやられたのでしょうか。一度市民の声をお聞きし、ルートの練り直し、そういったものはいかがでしょうか、お聞きしたいです。

もう一つ、自主運行バスルート延長についてでございます。

自主運行バス始発箇所的那比、宇留良発があります。そこをタラガトンネル、板取側から延長できないでしょうか。

トンネルを抜けると、ふれあいおおはしという名の橋があります。ふれあいおおはしは、板取事務所の南約2キロにある橋でございます。板取地域にとりまして郡上市と結ぶ大切な国道の橋でございます。郡上市と板取の友好を願い、ふれあいおおはし、このネーミングは板取の小中学生がつけたネーミングでございます。実際にこの橋を渡り、トンネルを利用して郡上市内の病院や商業施設を利用してくださっております。

板取の方をもっと郡上市へ招く意味で公共交通の自主運行バス停を宇留良地区より5キロ延長していただけないでしょうか。友好のこの橋のように、関市と連携を取り、郡上市の発展と関市板取の発展につながる大切なトンネル、そういうふうにならないでしょうか。

以上2点、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

まず、まめバスからですが、まめバスにつきましては平成15年、郡上市八幡市街地の交通渋滞の緩和を目的としまして、当時の都市計画マスタープランに基づき導入され、市街地を1周する循環バスとしまして、市街地内の移動手段の確保とともに広域路線への接続機能を果たす路線として位置づけられて運行をしております。

市街地の1周にちょうど1時間をかけて回るため、各バス停には毎時決まった時間に停車するということが大きな特徴となっております。それゆえに、まめバスルート沿線の住民の方ばかりでなく、観光客の利用のほか、長良川鉄道や他路線への乗り継ぎとしても利用され、また通院や買い物、行政機関への足などとして多目的に利用されており、昨年10月から今年9月までの1年間ですが、赤ルート、青ルート合わせまして4万人を超える方が乗車されるなど、市内の自主運行バスとしてはとりわけ多く利用をされている路線でございます。

まめバス運行エリアの拡大については、これまでも他の地域からの要望もございましたが、要望のあったそれぞれの地域にバスルートを拡大しますと、市街地をわずか1時間で1周する循環バスとしての特徴を失い、1周する運行時間が大幅に延びることとなります。

このため、例えば現在の2台体制の運行を考えますと、1周1時間であったものが2時間となったり、また現在同じルートを右回り、左回りで運行しているものを、例えば、東、西のルートに分離して循環させ、例えば城下町プラザなどで乗り換え頂くなど、手法を見直す必要が生じてまいります。すると、現状とは大幅に異なった運行となりまして、使い勝手がよくなる方も当然ある一方で、著しく使い勝手が悪くなる方も多く出てくるのではないかとということで、エリアの拡大と利便性の確保を両立させるということは、かなり困難であると思っておりますので、運行エリアを見直す場合には、現在の利用者にも納得頂けるような十分な議論が必要となるというふうに考えております。

また、仮にバス車両1台追加して新たなルートを運行しようとした場合には、現行のまめバスでも1ルートにつき年間1,150万円程度の運行経費がかかっておりますので、現在の乗車人数の状況を見た場合、さらに車両を追加しての運行は財政面からも厳しいと考えております。

さらに、現在市街地へ乗り入れている明宝線、和良線、それから郡上八幡白鳥線、万場線などの路線と重複することになりますので、効率的、効果的な運用が求められる中、重複しないルートをどのように設定していくかなど、路線の認可に向けては困難な課題も多くあるというふうに思っています。

御提案のありました初納地区につきましては、現在明宝線が毎日運行しておりまして、平日は上下7本ずつの14便、土曜日は上下6本ずつの12便、日曜・祝日には上下3便ずつの計6便を運行しておりますが、市内にはまだ公共交通のない公共交通空白地としている地域や、それから週2便しか運行されていない地域など、交通の利便性の低い地域がまだまだ多く存在しますので、市としましてはこうした地域の交通空白地の解消であるとか、利便性の向上を優先して行っていく必要があると現在は考えています。

こういったことから、現時点においては、まめバス運行ルートの拡大は困難であると思っておりますが、現行の地域公共交通の形成計画の計画期間が令和4年度末で終了しますので、新たな地域

公共交通計画の策定に向けまして、来年度からは各地域の現状と課題を改めて把握するとともに、小さな拠点とネットワークを形成する上での公共交通のあり方等についても、併せて検討を行っていくこととしておりますので、こういった議論を進める中においては、まめバスの運行についても併せて検討していきたいというふうに考えております。

次に、板取地域へのバスルートの伸長ということについてですが、郡上市八幡町と隣接します関市板取地域とは、古くからつながりが深く相互に行き来があると聞いております。両地域を結ぶ国道256号ですが、以前は幅員が狭くて冬期閉鎖となるタラガ峠を越えなければならない難所でしたが、平成19年にタラガトンネルと、おっしゃいましたふれあいおおはしが開通しまして、利便性が大幅に向上し、観光ルートとしても活用される道路となっております。

こうした背景から、御提案の相生線を関市板取地区まで伸長することにつきましては、地域間交流の拡大や観光面といった面ではメリットがあると思っておりますけれども、現行の地域公共交通の形成計画を策定しました平成29年度に、一度このことについての検証を行っており、当時計画に載せなかった理由は、次の3つの大きな課題があったということからですが、1つ目の課題としましては、相生線の主な利用者は小中高校生でありまして、運行は平日のみで、1日当たり4便となっておりますが、八幡町那比地区の宇留良バス停発市役所行き朝1番の便には、多くの児童生徒の皆さんが乗車しまして、29人乗りのマイクロバスがほぼ満車の状態となります。このため、これ以上の乗客増に対応するためには、車両の大型化ですとか、増便が必要となりますが、その後の日中の便については、乗客が少ないという現状がありまして、効果的、効率的な運行を考えますと、日中の時間帯においても一定程度の利用が見込まれるということが必須条件となってまいります。

2つ目の課題としましては、相生線の車両が自主運行バスとスクールバスの供用車両であるということから、例えば朝1便の便では、宇留良バス停から市役所までの運行を終えた後は、スクールバスに切り替えまして、相生地域の運行を行うなど、車両の効率活用を図っております。

このため、板取地区からの利用者ニーズに合った時間帯に運行しようとするすると、スクールバスとは完全に分離した運行が必要となるため、結果的に車両を増やさなければならないということにつながってまいります。

また、3つ目の課題としましては、先ほど申し上げましたとおり、相生線は平日のみの運行であります。観光面など考えますと、板取地域についてはキャンプ場をはじめとしますアウトドアアクティビティが豊富な地域であるということから、休日の運行も視野に入れる必要がございますが、アウトドアは天候に左右されることも多いものですから、運行日を増やした分の利用者増をどう見込んでいくという課題もございます。

こうしたことから、現在の市内の公共交通の状況を考えますと、この1つ前の質問でも申し上げましたが、交通網が十分でない地域がまだまだ多くありますので、御提案を頂いた相生線の板取地

域への伸長につきましても、その優先度から現時点では困難と考えます。

しかしながら、住民の皆さんの利便性の向上だけでなく、公共交通網の構築を観光立市や地域振興等の施策として戦略的に進めていく必要がある場合には、市内との連携が見込まれる市外の地域等を一律に排除するのではなく、事業の効果やコスト、継続性などを総合的に判断して対応してまいりたいというふうに一方では考えております。

以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（山川直保君） 本田教治君。

○1 番（本田教治君） 御答弁ありがとうございました。そうなんですよね。やっぱり費用の問題が一番のネックでございます。前回質問させていただいたときも、本当に郡上市も大切なお金をかなり投資しとるなということが分かりまして、ただ、もしもこの先関市板取のほうからもこういったお話があった場合には、前向きに一緒に手を組んで協議に乗っていただきたい、そういうふうに思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

では、最後に、郡上市において光回線の不均等性について伺いたいと思います。

初日の一般質問を受けまして、6 番議員より御発言がありましたその御発言を聞き、さすが先輩議員やなというふうに関心して聞き入っておりました。勉強なさっておられて、私議員になる前のことであったということが分かりました。勉強不足でありました。

郡上市において、平成30年より3年計画で郡上市全域において光ケーブル環境を整えるということでございます。来年3月中には網羅するとの御返答もお聞きしました。

しかし、どうもそこには条件があるようです。それは、郡上ケーブルテレビに限ってのことのようです。

本日私の質問は、その郡上ケーブルテレビエリア以外のことであります。八幡に拠点があります民間業者は、西和良、小那比、安久田を除く八幡一円となっております。過去私たちの地域でもそうでしたけれども、共聴アンテナにてテレビを視聴しておりました地区が、その民間業者へ移行した経緯があります。日置市長が市長になられるうんと前の話でございます。

当時の市役所職員、役場職員かもしれませんけれども、加入の説明に見えました。その民間業者へ加入せよとのことです。なぜその業者に市役所、役場が関わってみえるのか質問したところ、市役所、当時の多分八幡町役場だったと思いますけれども、その企業に出資しているからだ。いわゆる役場挙げて郡上はその業者一本でいくような説明でございました。

かなり昔の記憶でございますので、少し間違っている点もあるかもしれませんけれども、そう認識しております。その方に言われるなら間違いないと地区こそって加入した経緯がございます。その結果が、今回質問になります光整備の不均等性でございます。

郡上市において、郡上ケーブルテレビにて進んできている光環境、そうでない地域においては、光回線は無理です。市の全域に一貫性がないために、ケーブルテレビによる郡上発信の情報が市民全戸に平等に届いておりません。光回線欲しさに大手民間会社と契約される方が見られます。

しかし、契約時に料金設定からコミュニティ放送の契約を解除されます。中には、オプションとして追加料金を支払いながら継続してコミュニティ放送を残される方もみえます。契約解除されたお宅には、市からの情報が得られなくなっております。市としては、平等に発信はしているんだから、見る見ないは自由である、そういうふうに思われておるかもしれませんが、近年の詐欺事件であったり、あるいは災害、ましてやこのたびのコロナ感染対策や感染状況など、そういったことは見えないお宅には仕方ないでは済まされないような気がします。

広報郡上、郡上市のホームページ、スマートフォンなどにて情報は発してみえますけども、例えば新年の市長のお言葉や、最近ではコロナハラスメント防止の市長メッセージなど、市長みずからのお言葉が市民皆さんに届いておりません。やっぱりそこに不平等を感じます。

解決策は、今のところ私全然思い当たりません。郡上市が財政的に裕福であるならば、その民間業者に出資をしている立場から、どんと数億円も融資すれば胸を張って郡上市全戸、光ケーブル工事が完了となると思います。でもそういったわけにはいきません。この現状に対する御答弁を担当部長からお願いしたいと思います。

市長におかれましては、どのようなお気持ち、お考えかをお聞かせください。よろしくお願いたします。

○議長（山川直保君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 今般の郡上ケーブルテレビの光化整備につきましては、指定管理者であります株式会社郡上ネットにも御協力を頂き、積み立ててまいりましたケーブルテレビ事業整備基金を主な財源としまして、平成30年度から3か年計画で進めております。

一方で、ケーブルテレビINGでございますが、あちらに確認をさせていただいたところ、現在八幡町の北町、それから南町、城南町、穀見地区の光化整備は既に完了しておるということで、それ以外の地区についても、順次光化を行っていく予定であるという話をお聞きしました。

しかしながら、多額の整備費がかかりますので、INGエリアの全域を整備するまでには、まだまだ5年を超えるような時間を要するということでもありますので、市としましても早期の完成を頂くようお願いをしてみたいというふうに考えます。

もともとINGは、完全な民間会社として設立されたケーブルテレビ事業者ではありますが、合併前の八幡町において国の補助金をこの事業者が得る際に、民間事業者では補助対象とならなかったということから、平成13年10月に八幡町が出資しまして、第三セクターになったという経緯がございます。

とはいうものの、INGの基本姿勢としましては、行政の力を借りず、自主独立で経営を行うことを目指されておりますので、こういったことから、当時の八幡町の出資についても、全体で400株2,000万円のうち、1株5万円のみでございまして、当然市も経営には関与していない状況でございまして。

また、市の財政が厳しいということは、INGが承知されておりますので、国からの臨時交付金などを財源とする財政的支援であれば希望しますが、純粋な市の一般財源からの支援は望んでいないということは伺っておりますので、市としては多額になると見込まれます、先ほどおっしゃいました財政支援については、今のところ困難であるというふうに思っています。

また、テレビはINGなど、ケーブルテレビに加入したままでインターネットのみ競合他社を利用するという方法であれば、ケーブルテレビを使った市の情報番組などは御視聴頂くことは可能ですが、大手事業者の安価なテレビ視聴料金との比較で、ケーブルテレビとの契約を解除されるのではないかと考えております。

このことから、競合他社とのインターネット契約される際には、併せてINGとの契約を解除されるというのは、それぞれの御契約者の御判断というのもありますので、それを全て防ごうということは、現状では難しいというふうに思っております。

また、このことはINGエリアだけではなく、郡上ケーブルテレビエリアでも同様のことが言えますので、郡上ケーブルテレビとしては、地元密着のコミュニティチャンネルの魅力でありますとか、加入者へのサポート体制の充実などを加入者の皆さんに対して手紙やメール等により一生懸命訴えてPRする中、それでもなお一定の加入者には脱退される方もおられるという現状がございまして、市としては引き続き競合される他社との契約による加入者脱退の防止には、努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私への御質問は、こうした状態についてどんな気持ちでおるか、あるいは今後何か考えがあるのかと、こういう御質問だと思います。

私も就任以来、このケーブルテレビ放送というものが郡上市においては市がやっております郡上ケーブルテレビ、それから、これはこの間の6番議員の御質問やら、やり取りの中でもありましたけれども、言わば郡上市が合併と同時にスタートをしたテレビ放送ということになるかと思いますが、この八幡地域内のちょうど中心部、あるいはもちろん那比なんか、あるいは亀尾島等もそうかもしれませんが、そうしたところは言わばケーブルテレビ放送としては先輩であるINGさんがやっておられるということで、ちょうどこの八幡も私よくそういう言い方をするんですが、非常に人口が密集しているところから、若干のそういう地域を含めて、ちょうど八幡のあんこのような部分がINGさんの言わば守備範囲であり、そして後発の郡上ケーブルテレビは、八幡等について

は、その周辺を主に守備範囲としてやってきたということでした。

こういう事態の中で、例えばこの両ケーブルテレビを統合するということではできないかという問題も、過去大分検討したこともございましたが、しかし、INGさんはやはり先ほど室長の答弁もありましたように、一つの特色ある民間会社運営のケーブルテレビとしてやっていきたいと。

ただ、その経過の中には、若干補助制度を受けるために、当時八幡町で本当にごく僅かの出資をしたという形で、法律上の性格としては第三セクターという性格を持って、そういう補助金を導入したと、こういう経緯がございました。

いよいよ両方とも光化をしなければいけないというときに、INGさんも自分たちも光化はやっていくというふうにおっしゃっておられましたので、その範囲は第一義的には、INGさんがやはり整備をされるというふうに私どもも認識をして、私たちは私たちの守備範囲をようやく今年度までかけて整備をしようとしているところでございます。

そういう言わば事業主体が2つあるために、先ほどから御指摘があり、また室長のほうからも答弁をいたしましたけれども、INGさんのところは、まだ少し周辺部が残っていて、その辺をやるためには、今のINGさんの力ではあと数年かかる見込みだと、こういうことでございます。

確かに、その結果、私たちもいろんな広報は紙媒体の広報からインターネットから様々な、あるいは防災無線放送であるとか、そういうことも含めていろんな市民の皆さんに広報をしております。

そういうことからすると、理想的にはケーブルテレビでやっております市民への呼びかけ、お知らせも等しく市民の皆さんに届いてほしいと、この願いは私どもも同じですし、その必要性も議員御指摘のとおりだというふうに思います。

私たちもいろんな行政情報を出したり、呼びかけをしているんですが、それは確かに受け止める側からすると、受け止める術がないという一部のそういうことは、非常に私どもとして課題であるというふうに思っております。

それを解決するのは、できるだけ早く今のINGの残っている地域も光化をするということだと思いますけれども、それを待ちきれなくて、言わば同業他社の皆さんのほうへ入っていかれると。その際に、私は一つこれは市民の皆さんに呼びかけておきたいのは、他社のそういうところへ契約をされるということは、郡上ケーブルテレビや今の八幡の市街地を中心にしたINGのテレビ視聴はできなくなるんですよということだけは、しっかり認識をした上で、例えば全部根こそぎ移るんなら移るとい、それでも通常のテレビは見えますから、それでもいいということであるかということをしっかり認識をした上で判断をしてほしいと。移ってみたら、実は郡上ケーブルテレビもINGも見えなかったということであっては、いけないんで、そこは視聴者の皆さんもしっかり認識をした上で、総合的な判断をしてもらいたいというふうに思います。

私たちは一つは、その光回線の整備ということも課題ですし、それからそういう判断をなさると

きに、ケーブルテレビやINGは、地域のコミュニティ放送として、自分たちは多少それはそれで金は、料金を払ってでも自分たちに不可欠なコミュニティ放送だという認識を持ってもらえるということが、非常に大事だと思ひまして、そのことについては放送の質の向上であるとか、いろんな様々なサービスですね、現在も例えば道路情報、河川情報、いろんなもののそういうカメラを通して現況が見えるような、そういうサービスにしておりますし、INGさんも幸い郡上ケーブルテレビのチャンネルを1つ割いておられますので、INGの地域であっても、郡上ケーブルテレビ放送は丸ごと見ていただけるという状況の中で、よく判断をしていただきたいというふうに思っております。

今の光化の問題は、いわゆる経営者でありますINGの経営者の皆さんのお考えもあると思ひますので、提起をされた問題については、なかなか財政上も難しい問題でもありますけれども、御指摘の課題はよく分かりますので、いろいろと検討をさせていただきたいというふうに思ひます。

(1番議員挙手)

○議長(山川直保君) 本田教治君。

○1番(本田教治君) どうも担当部長、市長、御答弁ありがとうございました。コミュニティ放送の大切さ、それは今まで以上にやっぱり市民の方々に知っていただくことが、今私たちのできることかなと思ひます。

私もコミュニティ番組のファンでございますので、そういった方向で何とか引き続き光ができればように応援していきたい、そういうふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。本日はどうもありがとうございました。

これにて、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、本田教治君の質問を終了いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は10時25分を予定いたします。

(午前10時13分)

---

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時25分)

---

◇ 尾村忠雄君

○議長(山川直保君) 15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) ありがとうございます。議長より発言の許可を頂きました。

通告に従いまして一般質問を行いたいと思ひます。

今回は、2点について質問をさせていただきます。

1点目は、学校教育について。そして、2点目は学校教育の中でICTの活用についてというところでありますので、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

今朝ほどテレビを見ておりましたら、昨日の10日の感染者が今までで一番多かったということがあります。このことについては、私の前の1番議員のほうから御報告があったとおりでございます。

そういったことも踏まえて、子どもたちの学校教育について質問をさせていただきます。

まず、昨年12月、約1年ほど前でありまして、中国武漢で原因不明の肺炎があり、WHOは新型コロナウイルスと確認をいたしました。また、日本国内においては、1月16日に初めて感染者が認識されたということでもあります。その後、緊急事態宣言等々が発令され、現在は第3波が到来しているということでもあります。

11月12日には、愛知、岐阜、三重3県の知事により緊急メッセージが出され、年末に向けて最大限の警戒感を持って感染防止対策を徹底するよう呼びかけられました。

いずれにしても、コロナハラスメントを自粛して、みんなで助け合いながら感染対策の徹底をしていかなければならないと思っております。

こうしたことを踏まえて、質問に入らせていただきます。

1点目の質問は、こうしたコロナ禍の中で学校教育についてであります。

さて、現在も市内の小中学校においては、新型コロナウイルス感染防止対策が継続している中、本年度初めから郡上市内の小中学校は臨時休業になり、6月の初めより段階を追って再開をされました。このことは、コロナ禍の中初めてのことであり、教育委員会を初め各学校、特に先生、児童、生徒の皆さんをはじめ、家庭においてもそうであったと思いますが、地域の皆さんにとっても大変な期間であったと思います。

それが今現在、そしてまた今後にも継続していくと思われております。

その中で、1点目の質問であります。市内の学校においては、授業時間を確保するために、この期間中感染防止対策を行いながら、どのような授業が行われていたのか。また、行事などについても、どのようにして実施されていたのか。また、今後コロナ禍の中での指導方法についてお伺いをいたします。

○議長（山川直保君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、初めに臨時休業中の状況です。学校の対応について、まずは御説明させていただきたいと思っております。

3月から5月までの臨時休業によりまして、この長期にわたる家庭での生活が続きました。ということで、心身面、学習面、学校生活への順応と様々な心配を抱える児童生徒も多くいることが予

想されたことから、学校や教育委員会とは次のような対応を行いました。

まず、心身面、心のほうについては、学校配信メールを活用した毎日の健康観察、電話連絡、それから家庭訪問を通じて一人一人の状況把握に努め、個の困り感に丁寧に対応してまいりました。

学習面では、計画を立てて1日を過ごすための、計画を持って1日を過ごすための計画表ですとか、学習プリント等を家庭訪問で配布したり、それから回収、そして添削という流れで支援をしてまいりました。

また、学校のホームページを利用して、教職員が作成したメッセージ動画や学習動画を掲載したり、様々な学習コンテンツ、国や県が作成した教材ですけれども、こういうものも紹介してまいりました。

教育委員会からも、郡上ケーブルテレビやI N Gさんの協力を得まして、基本的な生活習慣が保てるようなリズム体操を放送したり、教育委員会の職員による学びの楽しさを味わえるための番組を制作して、放送をしていただきました。

次に、学校再開後の行事等について御説明させていただきたいと思います。

6月1日からは、分散登校によりまして段階的に登校を再開し、岐阜県の示す学校再開ガイドラインに沿って感染防止対策を徹底しながら、教科の学習や学校行事を工夫して行ってきました。校内の学校行事については、次のように取組を行いました。

その実施については、子どもの意義や必要性を確認しつつ、年間を見通しながら実施する行事を慎重に検討しました。

また、これまで取り組んできた方法を踏襲するだけでなく、実施時間の短縮や項目の精選、参加人数の調整など、学校の実態に応じた形態で実施する方針としました。

感染対策を講じた上で、このように小中学校では運動会や体育祭等の行事、それから文化的な行事を実施してまいりました。今後も、このように予定をしていきたいと思っております。

学校からは、身体の接触、近距離での発声、密集する運動を避ける新たな競技や活動を、児童生徒と教職員が知恵を絞って取り組んだという報告も受けております。

次に、校外の学校行事の取組について御紹介します。

校外の行事では、宿泊を伴う行程におきましては、感染防止の徹底が困難であるということから、教育的意義や児童生徒の心情への配慮を踏まえた上で、日帰りによる近距離、近いところへの修学旅行等の校外研修を実施しました。

小学校のほうでは、郡上市内を目的地とした学校が1校ありました。これは高鷲のひるがのを中心とした活動でございましたし、それから県内が10校、岐阜公園ですとかかみがはらの航空宇宙博物館、関ヶ原古戦場記念館などでございましたし、県外が7校、これは三重のナガシマですとか彦根、明治村等でございました。

なお、小規模のため、5・6年生で修学旅行を実施している学校もありまして、本年度はその関係で実施しない学校が3校あったということでもあります。

中学校のほうでは、県内が3校、高山とか白川郷でございますし、県外が5校で犬山城とか琵琶湖、このような行き先というふうになりました。少しでも児童生徒の思い出を大切にしようと児童生徒も参画しながら、それぞれの学校が工夫した実施内容、そして自分たちで作り上げた修学旅行となって、良かったという声も多く聞いております。

修学旅行の学年以外で行う宿泊研修についても、日帰りを実施をしております、例えばあゆパークや市内の野外施設を使うデイキャンプ等の体験的な活動を、これも感染防止対策を徹底しながら実施しております。

今後、小学校における学習発表会ですとか、中学校における合唱祭、そして卒業式などが予定されてきますけれども、感染の拡大状況や学校の実態に応じながら、児童生徒の学びや成長につなげられるよう、保護者の皆さんの御理解や協力も頂きながら取組を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(15番議員挙手)

○議長（山川直保君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。やはりコロナ禍の中でもあります。そういった中で力いっぱい申しますか、教育委員会として、また学校として一生懸命子どものためにやっていただき、ありがとうございます。

子どもたちも残念な部分もあろうかと思っておりますけれども、このコロナ禍の中で頑張ってきた期間、これが大きくなったときに、このことを証として、また将来に生かしていただければと思っておりますので、どうかまた今後ともよろしく願いをいたします。

コロナ禍につきましては、ただいま申し上げましたとおり、まだまだこれからすごい勢いで皆さん方が思っているような形になろうかと思っておりますけれども、やはり基本的なことを、マスク着用とか、手洗い、また3密にならないとか、そういったことを踏まえて、基本的なことを大事にすればきっと早く収束するのではないかなというようなことを思っておりますので、このことを子どもたちばかりじゃなく、皆さんで徹底してやっていければと思っておりますので、またよろしく願いをいたします。

次に、学校教育の中でのICT活用事業についてお伺いをいたします。

さて、国においては新学習指導要領として、全国どこの学校でも一定の水準が保たれ、学校は社会と切り離された存在ではなく、社会の中にある学校であるということでもあります。

そうした中、グローバル化が急速に進み、情報技術革新など社会の変化を見据えて、子どもたち

がこれから生きていくために必要な資源や能力を生かすためにも、この学習指導要領の改訂が行われるということでもあります。

市においても、その中の1つであるイノベーション事業、とりわけICT活用事業等を強力に押し進めているところであります。

そうした中、学校教育の中で9月定例会においては、小中学校の情報通信ネットワーク環境整備事業の中で予算措置が提出されたところであります。

来年度からいよいよ市内の小中学校の児童生徒の皆さんの、タブレット等を使う学習が始まることとなりますが、私はこの事業について子どもたちの学習能力に格差が出てくるのではないかと心配するところであります。

こうしたことを踏まえ、1点目の質問であります。先生方が授業の中で子どもたちにこのタブレットを効果的に活用させるために、授業での活用の仕方について先生方自身の活用の技術がどの先生も大きな差がなく活用できるようにするための研修や、指導等について教育委員会としてどのような対応策を考えておられるか、お聞きをいたします。

○議長（山川直保君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） 児童生徒1人1端末につきましては、来年4月からの運用開始を目指して予定どおり準備が進んでいます。

児童生徒一人一人が端末を持ち、授業の中で活用しながら新学習指導要領が求めています主体的、対話的で深い学びを実現していくことを目指しています。

議員が言われますように、児童生徒一人一人にタブレット端末を持たせても、教師が端末の操作方法やソフトの内容を理解し、それを授業に活用することができなければ、宝の持ち腐れとなってしまうと思います。

そのためには、子どもたちにどのような力を身につけさせるのかを教師自身が明確につかみ、指導に当たらなければなりません。まず、教師の指導力向上の面で、導入端末の基本的な操作方法についての研修とともに、授業への活用の仕方の研修会を計画しています。

ただし、研修会を開いただけですぐに教師が活用できるとは考えられません。年間を通じてどの学校でも機器の使い方や授業への活用が学べるようにしていきたいと考えています。

そのため、今後ICT指導に特化した指導主事の配置を考えております。それが可能になれば、市や各学校での研修会だけでなく一人一人の教師の授業に参加して、有効な活用の仕方を指導できるように考えています。

子どもたちに身につけさせたい力や目指す姿の具体をはっきりさせるために、現在、郡上市学校におけるICTを活用した教育の推進計画を作成中であります。目指す姿を基にして、各学校での達成状況や課題を把握しながら指導方法の改善を進めていきたいと考えています。

教員のICTの活用能力を向上させることで、子どもたち一人一人がICTを活用でき、ICTを活用して主体的で対話的、深い学びが実現できると考えています。

(15番議員挙手)

○議長（山川直保君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。やはり先生方の技術によって、子どもたちの教育方法が違ってくるとお思いますので、一人一人が分かりやすい指導をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ところで、私が読んだ書物によりますと、そもそも学校とは明治5年に学校制度が施行されて以来、日本の学校教育、特に授業は先生が教科書や黒板を使って子どもたちを指導する伝統的な指導方法で成果を上げてきたということでもあります。

また、昭和40年代になって、教育機器というものが導入されたが、教科書、黒板、教育機器を使って先生方が子どもたちを指導するという教育に変わってきましたけれども、伝統的な指導方法は大きく変わらなかったということでもあります。こういったことも考えながら、さらに御努力をお願いいたします。

私は、子どもたちは急な変化に対応はできないと思っております。また、これを是正するのは、指導するのが先生であると考えております。教育委員会、学校、先生と子どもたちでありますけれども、連携を取ってそういった教育をしていただきたい、そう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、子どもたちの格差についてであります。

子どもたちが来年度使用することになるタブレットですが、家庭にパソコンやタブレットがあったり、また経験がある子、ない子の差が授業で活用するとき、格差となって子どもの学習の進め方に違いが起きてこないか、利用技術の差をどのように縮めていくのか、先生方の指導上のお考えを教育長にお伺いいたします。

○議長（山川直保君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） 各家庭でのネット環境の違いや、またこれまでの子どもたちのコンピュータ利用の生活経験により、子どもたちのICT活用能力や技術面での格差は、当然あると思われま

す。ただ、学校での授業の中で一人一人がタブレット端末を持ち、各教科で学びのためにそれを使うということは、どの子にとっても初めての経験である。これから行われる授業の中で、端末の操作の仕方をどの教師も上手に子どもたちに教えることで、子どもたちの間の技術的な格差が授業を通して是正されていくようにしたいと考えています。

そのためには、先に述べたように目指す姿や指導の方向性を明確にして、どの教師も同じように

効果的な指導ができることが重要であると考えます。

各学年の目指す姿が明らかになっていけば、学年の発達段階に応じて系統性を持たせた指導ができ、教師一人一人が児童生徒の実態に応じてスモールステップで指導に当たることができると思っています。

I C T専門の指導主事による学校訪問が可能になれば、その都度具体的な指導方法の改善を図るようにしていく、そう考えています。

授業を通して身につけるべき情報活用能力や学習目標をはっきりさせて、教師が指導できるようになれば、I C T機器の扱いに慣れ親しんでいる児童生徒にとっては再確認、そうでない児童生徒はスモールステップで新たな技術の習得となり、子どもたちの間の技術的格差の是正が図れると考えています。

また、授業の中でタブレット等に慣れ親しんでいる児童生徒が初めてタブレット等に触れる仲間に教える姿も期待できます。そうした助け合いや学び合いの姿も大切にして認めていき、ともに高まっていく喜びも味わわせたいと考えています。

(15番議員挙手)

○議長（山川直保君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 今回のG I G Aスクール構想、すなわちI C Tを活用した教育でありますけれども、G I G Aスクール構想に基づいて学校教育にタブレットと称する情報端末や大型のモニターが活用されることは、教育の指導方法を変える授業が始まることと思います。大ざっぱにその変化を表すと、先生方が使用してきた教育機器を子どもたちが使うという、先生主体から子ども主体の授業への変化と言えるのではないかと考えます。

来年度、市内の小中学校でタブレット導入による授業が始まりますが、私は学習において格差のない指導が必須であると思いますので、御指導のほどよろしく願いをいたします。

次に、3点目であります。タブレットのメンテナンスについてお伺いをいたします。

タブレットは機械であり、精密機械に属すると思います。こうしたタブレットについては故障もあり、不具合もあり、最悪物があっても使用できない場合もあります。こうした故障、不具合が起きたとき、それに対応する条件が整っているか。

例えば、学校の先生方で素早く現状に取り戻すことができるか、故障の原因にもよりますが、そういった事態が長く続くと活用が十分にできないと考えます。対応策についてお伺いをいたします。

それと、9月議会でありましたけど、一般会計補正予算の委員会の中で、14番議員よりタブレットの使い回し等の中で、感染防止対策について質問していますが、再度コロナ感染防止対策についてお聞きをいたします。

ネットによりますと、12月6日、兵庫県姫路市の姫路中央病院で医療スタッフ5名がコロナ感染。

調査の結果、感染源は端末のキーボードや控室を供用していたことが原因と見られるということが読売新聞に載っておりました。こういったことも含めて、タブレット使用に関しての感染防止対策についてもお伺いをいたします。

○議長（山川直保君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） お答えさせていただきます。

まず、導入する端末、郡上市ではiPadを導入させていただきますが、キーボードと一体化した全体を覆うカバーを購入し、落としたときなどの衝撃による故障をできるだけ少なくするようにしています。

この製品の特徴としては、一応1.2メートルからの落下に耐えられる衝撃吸収素材が用いられていること、屋外での使用時に対応して、土や砂ぼこり、水濡れや泥にも耐えられるよう、キーボードの表面にカバーシールが施されていること、キーボードが液晶画面の保護カバーとなること、カバー装着時に万が一落下させた際、液晶画面から落ちることを防ぐため、背面に重量が偏った造りとなっていることなどが上げられます。

あと破損に対しての対応でございますが、各校には数台の予備器も貸与する予定であります。もし故障した場合、予備が使えるようにして子どもたちの学習が停滞しないようにしていきたいと考えています。

それから、家庭に貸し出した場合の破損等についてです。これは学校教育で使いますが、今私もはこのコロナ禍の経験もあり、例えば夏休み等に家へ持って帰って活用できるようなことにもできないかとも考えています。

そういう場合に、明らかに故障が故意であると判断する場合については、保護者の方のほうで修繕費を負担していただくということもあるかと考えています。破損への対応については、郡上市だけでなく美濃地区の関市や美濃市の対応と同一にしていくように連携を取り、格差のないようにしていきたいと考えております。

また、端末の貸与及び破損時の対応ということについては、親御さんの理解も大事です。事前に保護者の皆様へ説明を行って、理解を求めていく所存でございます。その具体的な内容としては、このタブレット端末を導入する経緯であったり、導入端末と授業での活用方法などで期待される効果など、学校及び家庭で使うときの使用ルールなど、情報モラルを含めた注意事項、破損時の対応と保護者負担の可能性も出てくるというようなことでございます。

ただ、多くの端末を導入して授業で活用していくこと自体が初めての経験でございますので、一体どのくらいの不具合や破損が発生するかということは、現在では不透明な点もあるとも考えます。そういうことで、実際使ってみて状況に合わせて対応を検討していき、今後使い方については、改善を進めていきたいと考えています。

明らかな機器の破損とは別に、例えば操作ミスであったり、設定の仕方の間違いなどによって機器が使えなくなる、そういう場合も考えられます。そういう場合は、教育委員会からすぐに電話で対応方法を指示したり、あるいは応急処置に出向いたりできるような体制も取りたいと考えています。

また、故障が出てからではなくて定期的に学校を訪問して、使い方が正しいか指導したり、機器の操作で分からないことや困ったことに答えてあげられるようにしていきたいと考えています。

特に、操作については子どもたちを教える各学校の先生方に、正しい操作方法を指導していくということが大事だと考えています。

また、万が一機器が操作できなくなった場合、それを修理に出さなければならないものなのか、その場で直せるようなものなのか、そういうことが判断できるような仕組みというか、人材というか、そういうのも考えていきたいと思っています。

先に述べましたように、情報モラルを身につけるということも含めて、児童生徒が正しくICT機器の操作、活用ができるように、教師自身も正しい操作を学ぶこと、これを大切にしていきたいと考えています。

そして、それぞれの教師はタブレットなどの端末情報機器を様々な授業で活用できるよう、教育委員会の中の指導体制も充実させていく所存でございます。

最後に、議員からタブレット等の使い回しによるコロナ感染などについてはどうかということでございます。

今教育委員会では、原則として個々が使うタブレットは固定して、使い回しにならないように、その子のタブレットはこれというふうに決めて使っていきたいと考えております。

ただし、それぞれ毎日使った後に教室に充電器が設置されます。そこへ行って差し込んで充電を次の日に使えるようにするわけではありますが、タブレットには触らなくても、どうしてもその充電器の入っている棚、個々の棚ですが、タブレットを入れる部分はこれぐらいでございますので、ほかのところへ当然児童が触ることは考えられます。そういう意味では、現在も学校の中で子どもたちがよく触るようなドアノブであったり、スイッチであったり、そういうことについては消毒等のことをやっていただいています。このタブレットの充電の棚についても、その中に入れていただいて、1日消毒をして次の日に子どもたちが触っても大丈夫なようなことは、今後とも継続していくよう学校に指導していきたいと考えています。

(15番議員挙手)

○議長（山川直保君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。学校のほうでそういった形で消毒等々をやっていただき、感染が起きないような、こういった時期でありますので、特にそういったこと気になると

ころでありますので、どうかよろしく願いをいたします。

タブレット使用については、私は、テレワークとリモートワークとか、大きくなって仕事に就いたときに使える、そういった形になっていく初歩の勉強がタブレットかなというようなことを思っております。そういったことで、将来を担う子どもたちがこういったタブレットを有効に使えるよう、御指導をいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

特に、先ほど申し上げましたように、タブレットについての格差があってはいけない、そういったことを思っておりますので、そういったところを先生方に御指導いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

やはり誰もが喜んでタブレットを使い、楽しい授業に取り組めることが、教育委員会や学校の校長先生をはじめ、先生方の指導と考えております。そういったことを市で指導していただきますよう、よろしく願いをいたします。

私は、子どもたちの教育については、子どもたちにあくまでも選択肢や可能性を広げてあげる、そして子どもたちが将来あらゆる可能性から自分で最適なものを選び取るために、何をしてあげられるかを考えていただく、そういった教育が必要ではないかなというようなことを思っております。どうか将来を担う子どもたちであります。このタブレットを機に、すばらしい学校生活を送っていただくようよろしく願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

(午前11時01分)

---

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時10分)

---

◇ 森 喜 人 君

○議長（山川直保君） 12番 森喜人君の質問を許可いたします。

12番 森喜人君。

○12番（森 喜人君） それでは、議長から発言許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

2点実は準備をさせていただいておりますが、時間の関係上、2番目の引きこもりの問題、これは2番目の2つ目は11番議員も質問されましたので、1つだけ残っているわけですが、これについては時間があれば言わせていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、1番目ですね。郡上市住民自治基本条例の検証と今後というところから始めていきたいと思います。

地方分権というのは、分権の改革の起点というのは、1993年なわけでありますけれども、これは衆参両院で地方分権の推進に関する決議というものが出されまして、そこから地方分権が始まったと。実は、このときは自民党が下野したときでありまして、例の8党の55年体制が崩れたときということなわけです。

1995年に「地方分権推進法」というのが制定をされまして、このときには機関委任事務の廃止等が上げられたと。そして、2000年には地方分権一括法が施行されまして、国と地方は同等の立場となったというようなことで、ここから地方分権というのが始まって来る。その流れの中で、この郡上市におきましては2014年、郡上市住民自治基本条例が制定をされました。

この条例は、また後ほど説明もしていただけたと思いますが、市民が主人公のまちづくりを進めるための基本的ルールであり、そしてまちづくりの基本となる考え方や市民、議会、市長等それぞれの役割、市民参加の仕組みなどが定められております。当該自治体の憲法とも言うべき条例であるというふうに、最高法規とも言われるものであります。

そして、その2年後、2016年だったと思います。これは私も副委員長ということで携わったんですが、郡上市議会基本条例というものが議会の最高峰としてこれを制定をいたしました。この2つは、やはり関連がありますので、並行して話を進めていかせていただきますが、長野県の飯田市では、議会基本条例が先に制定されて、その後に議会の発案といいますか、そういうような形で自治条例が制定されたというようなこともお聞きしているところでもあります。

現在、その郡上市住民自治基本条例の検証チームを選任されまして、作業が進められているということでもあります。どのように進められるのか非常に関心のあるところでもあります。

そこで、まず1番であります。郡上市住民自治基本条例の検証と今後ということでお尋ねをしたいと思いますが、2014年、今言いましたが条例制定から郡上市の住民自治はどのように変わったかというふうにお聞きしたいと思います。どういうふうにご認識をしておられるのかということをお聞きしたいと思います。

そして、住民自治とは何なのかと。さらには、市民にこのことが理解されているのかというようなこと。そして、住民を巻き込んだその政策過程に問題もあつたのではないかというようなことにつきましても質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

市長公室付部長 河合保隆君。

○市長公室付部長（河合保隆君） それではお答えをさせていただきます。

まず初めに、住民自治の考え方といいますか、市民理解についてを先にお答えをさせていただきます

たいと思います。

住民自治というのは、地域の課題を市民の皆さん自らが捉え、その課題の解決のために市政に参画すること。あるいは、自ら課題解決に向けた行動を起こしていただくこと、こういった取組によりまして、まちづくりを推進していくことというふうに考えております。

そのために、先ほど来議員御指摘のとおり、市民、議会、行政などが協力、連携して取り組む協働ということも、考え方も非常に重要になってくるというふうに思っております。

平成26年3月に制定をいたしました住民自治基本条例は、市民が主人公のまちづくりを進めるための基本的なルールといたしまして、市民、議会、市長等がそれぞれの役割や市民参画の仕組みなどを定めております。

条例については、パンフレット等を作成いたしまして、自治会や各種団体、高校生等へ配布をさせていただいております。また、平成30年には、市内の中学3年生の公民の授業において活用していただくなど、普及に努めてきたところでございます。

しかしながら、市民全体への周知、PRはまだまだ途上であるというふうに考えておりまして、今後においても継続して普及に努めていきたいというふうに考えております。

ここで、自らの手で自分たちの地域を住みよくしていこうというような取組については、郡上市市民協働センターの皆様、そして市内各地の地域づくりの団体、また地域づくりに関わる皆様の手によって、地域課題の解決に向けた取組や魅力ある地域づくりというものが着々と進めているのではないかというふうに感じているところでございます。

郡上市の住民自治はどのように変わったかということですが、これら市民の皆様の手によって様々な取組が行われてきたということから、一定の進展はあったものというふうに思っておりますが、ただ自治基本条例の理念というところの周知というところは、まだまだ足りない。これからまだやっていかなければいけないというふうに認識をしているところでございます。

次に、住民自治基本条例の制定過程でございます。平成18年度にスタートいたしました第1次総合計画のまちづくりの基本方針に、協働と補完が取り上げられました。その考えをもとに、平成19年から郡上市まちづくり市民会議によって市民協働指針が審議されることから始まっております。

平成23年からは、市民30名で構成されます郡上市住民自治推進懇話会で住民自治の推進についての御議論が始まりました。約30回の会議での熱心な議論を経まして、平成25年2月にこの懇話会から市長に住民自治基本条例制定の必要性が明記された提言書が提出されたところでございます。

これを受けまして、平成25年6月から、公募を含む市民12名の皆様で構成をいたします郡上市住民自治基本条例策定委員会におきまして、8回の会議を経て条例素案がまとめられ、パブリックコメントによる意見の反映、そして当議会の皆様による議決を経て、平成26年3月27日に制定、施行をさせていただきました。

このように、多くの皆様の手によって審議、検討を頂いた上で策定をされておるといものが、この住民自治基本条例の特徴だというふうに考えております。

以上です。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保君） 森喜人君。

○12番（森 喜人君） すいません。1番、2番まとめて質問しようと思ったんですが、ちょっと忘れておりましたので2番目ですが、ほぼ同時期に全国的にもこの条例が制定されてきたというふうに思います。他市の住民自治の状況をお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（山川直保君） 市長公室付部長 河合保隆君。

○市長公室付部長（河合保隆君） それでは、他市の状況という点についてお答えをさせていただきます。

初めに、関市さんについてお答えをさせていただきたいと思います。

平成26年12月に、関市自治基本条例制定をされております。関市市民活動センター——ここはNPO法人が委託を受けて運営をされているということでございますが、ここを中心にボランティアや地域活動、相談など、各種サポートを実施されているというふうにお伺いしております。

また、市民の考えられる政策を市政に反映するために、関市まちづくり市民会議の企画や運営ということも行われておるようです。

多治見市さんでございますが、平成18年に多治見市市政基本条例、そして翌19年に多治見市市民参加条例が施行をされております。決められたテーマに対しまして、市民の皆さんに討議を頂く、そして提言にまとめる市民討議会の開催や市民活動のサポートのために、多治見市市民活動交流センター——ここは文化振興事業団というところが指定管理で運営をされておるようでございます。ここを中心といたしまして、相談やコーディネート、団体同士の交流会、後援会、各種情報発信が行われているとお聞きをしております。

高山市さんにつきましては、市民参加条例というものが平成26年4月に施行をされまして、市民参加のまちづくりが進められているところでございます。

ただし、自治基本条例のような条例であったりとか、また市民活動センターに当たる組織というものがないというふうにお伺いをしておりまして、自治基本条例については必要性を認識しており、制定の検討を進めているところというふうにお聞きをいたしました。

地域づくり活動としては、小学校区単位、自主単位で設置しているまちづくり協議会を中心に、各地域の課題に適した様々な取組が進められているようでございます。

御紹介したとおり、県内他市においても、住民自治に関する条例もしくは指針、こういったものによりまして、市民の皆さんの市政の参画、そして、市民、議会、市長等がそれぞれの役割を果た

す協働によるまちづくりが進められているというふうに感じております。

なお、関市、美濃加茂市、可児市、郡上市の4市の市民活動を支援する組織、市民活動センターであったりとか、当市では市民協働センターでございますけれども、こういった組織で構成をいたしております中濃地域公設市民活動支援センター連絡会というものがございますけれども、ここでは定期的に会合を持ち、情報共有や研修を行っており、それぞれの活動のレベルアップを図る取組を実施されておりますので、御紹介をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保君） 森喜人君。

○12番（森 喜人君） それぞれそうした形で進められているということでもあります。今の3つの市を紹介していただきました。高山市、関市、多治見市ですね。この3つは、私も近いので見ておりますが、非常に議会としてもいろんな改革を進めておられるということもあるというふうに思って聞かせていただきました。

そして、3番目に入りたいと思います。

二元代表制の一翼を担う議会の在り方についてということで、市長にお尋ねをすることは、ちょっと筋違いかもしれませんが、質問を聞いていただければ分かるというふうに思います。

議会というのは住民自治の根幹であるというふうに私も思っております。これは、地方自治法の中にもしっかりと昭和22年の中で、二元代表制というのは明記をされているということでもあります。

ところが、私も実は自治体学とか行政学というような本があるかどうかと、図書館に問い合わせてみましたら、行政学という本がありました。これは、私図書館に尋ねて、郡上市には実はなかったもので、ほかの図書館に問い合わせた4冊も取り寄せていただいたんですけど、4冊も読めませんので、1冊だけちょっと持ってきたんですけども、こうしたものが学問としてあるわけです。

ところが、議会というのはこれ学問というのは、まだ学問にはなっていないというんでしょうか。そうしたことだというふうに思います。まだ学問としては確立をされていないということです。

このどこに議会が出てくるかという、こういう自治体学とか行政学の一部に議会の項目があるわけでもありますけれども、そういった状況で果たして二元代表制の一翼を担うという意味で胸を張ってられるんだろうかという、ちょっと私も疑問があったわけでもあります。

学問とは何かということで少しお話をさせていただきますが、これは研究、学問ですが、これは情報も生産者になることなんだということなんです。実は、これ上野千鶴子さんという方の本なんです。この上野千鶴子さんというのは、東大の名誉教授であります。恐らくこの方も京大卒なんです。多分一緒のころに京大で市長も学ばれたのではないかなと思うんですけど、この方は社会学者さんですが、女性学というのを提唱されて、女性学を学問にしたという、そういうことなん

ですね。

東大入学式で、女性初めての挨拶をされたと、東大代表の挨拶をされた方がこの実は上野千鶴子さんなわけです。

この方が言うには、そういうこの情報というのはノイズから生まれる。ノイズというのは雑音とかちょっとした気づきとか、そうしたことから生まれてくるんだということでもあります。

ですから、私はこの議会を13年目になりますが、この議会に対してノイズというか、違和感というか、こだわりというか、疑問というか、そういうものを持っているものですから、この本と出会ったときにあっと思ったわけではありますが、東大の学生たちに研究をする、学問させるというんでしょうかね。研究をする上で、やはりノイズを大切にしてほしいと。そして、そのノイズが研究のこのきっかけになって、そして自分独自の学問にしていくなんだという、こういう話なんです。

今申しあげましたように、議会は学問でまだないわけです。学問で本になっている本はないんですね。ですから、議会というのはまだ今始まったといいますか、こう言うと叱られますが、本当の意味の議会というものにはなっていないのではないかというふうなことを私は感じておったわけがあります。

さて、その議会の位置づけといいますか、郡上市住民自治基本条例の中にどんな位置づけがあるかということ、第5章の第8条の中に、「議会は、選挙で選ばれた住民の代表者が構成する議決機関として、市民に開かれた議会の運営に努める」とあります。議決機関ということが議会の最大のこの責務であるわけですね。

それで、まずこの8条の中、もしくはこの議会としての役割と責任という情報の中で、この議会と、今私ども議会基本条例の中には、実は政策提言とか、政策立案とかということが非常にたくさん出ています。

そうであれば、私もこの中に住民自治基本条例の中には、政策提案、政策立案というような文言も入れてもらえないかということが1つであります。

もう一つは、議決機関としての重要性というものを、どれほど感じているかということなんですが、これは恐らく執行部、市長は当然議会を通さなければ事が起きないわけですから、当然しっかりと考えておられるわけではありますが、私たち議員が本当の意味で議決機関としての責任を果たしているのかということが、疑問なわけですね。

要するに、夜も眠れぬほど悩んで、この一つの事業に対して、もしくは条例に対して本当に取り組んでいいのかなということを、これは私が言ったわけではなくて、あるこの研修会に出たときの講師が言ってみえたわけです。

そうした意味で、そういった議会がしっかりと責任をもっと取る。そして、本当に命をかけてでもこの議会の執行部から提案、提出された議案を検討しているかどうかということを、私は思

っておったわけです。

それで、この「地方自治法」の96条の1項には、15項目の議決項目があります。そして、2項の中に、これはその議会が必要としたものについては、この議決項目として加えていいという項目があるわけですが、そういったことが必要ではないかなと思うわけです。

例えば、総合計画の策定なんていうのは、これは2011年「地方自治法」改正で基本構想策定の義務化というのを廃止されたんですけども、総合計画は策定しない自治体もまた出てきたというふうな話を聞いています。

しかし、地域への需要が高まってきた今日、その軸としての総合計画は不可欠であり、明確に総合計画は議決事件にしなければいけないというふうに思います。

そこで、先ほど多治見市の話が出てまいりましたけれども、かつて多治見市には、西寺市長という方が見えました。恐らく市長も御存じだと思います。この方が2007年4月1日ですね、多治見市市政基本条例というのを施行された。そして、議会の議決機関にも追加をして、2008年1月1日にこの施行された、要するに議会改革基本条例だと思いますが、そこで議決機関に加えているわけです。

そして、総合計画案が執行部から提出された後、特別委員会を設置して議会のほうで議論をしているわけです。市と議会と住民が積極的に参加して、総合計画の策定をすることを決めたということで、そうしたことをやっておられた、やられた、始められた非常に有名な方だと思います。

そしてもう一つ、議会基本条例の中に、要するに議決事件の追加を定めたこの基本条例があります。これは、京丹後市議会の議会基本条例の中に、2007年12月条例制定であります。その中に総合計画にのっとった、例えば都市計画であるとか、上下水道等に関する計画であるとか、また福祉、社会福祉、医療に関する計画であるとか、農林水産業、商工業に関する計画であるとか、そうしたものに対してもしっかりと議会がこの議決をするというふうに定めているわけであります。

しかし、これは議決事件が増えることについて、執行部はやはり執行権の侵害だというふうに思われるところもあるそうなので、このことについて日置市長はどういったことを考えておられるのかということについてお聞きしたいなというふうに、よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 非常に何点かの御指摘やら御質問があったわけですが、私思いますに、先ほど冒頭森議員が自治体学という学問はあるけれども、あるいは行政学という学問はあるけど、どうも議会学という言葉は耳にした覚えがないと、こういうことであり、そういう意味で議会に対する学問という、議会についての学問というのも、まだまだ未発達なんじゃないかというような思いを吐露されたわけですが、学問というのはいろんな何々学というのは、恐らく学問というのはだんだん細分化していくという性格もありますので、そういう個別の名前がつくというのは、一つのい

ろんな学者の皆さんや関係者がそれを深めていかれるという中でついてくることだろうと思います。それは、上野千鶴子さんの例えば女性学というのもそうかもしれません。

私たちが学生の頃は、こういった問題に対する大まかな、例えば法学部での学問体系というのは、確かに行政学というのはありました。それから、法律学という学問、あるいは政治学という学問、こういうようなものの中で、いろんな学問が体系化され、進化をしていったんじゃないかと思いません。

自治体学という言い方は、恐らく大森彌先生という東大の名誉教授等をやられたそういった方々が提唱されたんだと思いますが、私の理解では、その自治体学の中には、先ほどおっしゃった二元代表制の両輪である執行部とそれから議会というもの、あるいはその執行部と執行機関と議会との関係はいかにあるべきかということに含まれている。したがって、私も首長学というのはあまり聞いたことがない。むしろ自治体学という中に、十分議会学というのを、それから執行機関はいかにあるべきか、あるいは両者の関係はいかにあるべきか、あるいは住民との関係はいかにあるべきか。あるいは、さらに言えば、一般の職員学というのもあり得るわけですし、そういうことではないかというふうに思っております。

したがって、確かにそういう自治体学の中をさらに分け入って、議会学というものも出てくるかもしれないというふうに思っております。

そういう中で、先ほどおっしゃった二元代表制ということについての先ほど郡上市の基本条例には、ちょっと議会のいわゆる活動について書き足りないんじゃないかということをおられるということですが、確かにそう言われれば、政策提言という言葉は書いていないわけですが、当時つくっていただいたこの郡上市の住民自治基本条例の中にも、「議会はこの条例の基本理念及び基本原則を尊重し、まちづくりに取り組むよう努めます」と書いてあります。

このことは、まちづくりに議会が取り組むというのはどういうことかということ、民意を例えば吸い上げて、そしてそれを政策に移していくということについての一定の役割を果たすということでもあると思いますので、その後できた皆さんがおつくりになった郡上市の議会基本条例の中には、しっかり提出された議案の審議または審査を行うほか、独自の政策提言や政策立案に取り組みますとしっかり書いてありますので、私は必要かどうかと聞かれば、必要ないというふうに思います。

というのは、こういう議会の権能であるとか、首長の権能であるとか任務であるとかということは、基本的には「地方自治法」の中にしっかり書いてあるわけですし、こういう私たちが今日自治体の住民自治基本条例とか、議会基本条例というのをつくっているのは、そういうものと相まって、一体となって機能するような形になっているので、こうした条例が隅から隅までいろんなことを書く必要はないというふうに思いますので、そのように私自身は思います。

しかし、議会の皆さんが住民自治基本条例の中にそのことが書いていないので、どうも気持ち悪いということであれば、ぜひ改正案を出していただければ、議会で条例は決められることだと思いますが、私はそれがこっちの住民自治基本条例の中になからといって、その活動が制約されるとか、やらなくてもいい活動だというふうに見なされているというふうには思いません。

以上、ということです。

それから、2番目の御質問ですけれども、確かにおっしゃるように、議会の権能、特に議会の議決権として、「地方自治法」96条の中に15項目定められております。そして、さらに第2項として、これらのほかに条例で定める事項を議決するというふうになっていまして、確かに「地方自治法」の15項目以外のものも、議会の議決事項とすることができます。

これは、あるいは議会のほうからの提案もあるかもしれませんが、あるいは私どものほうから例えばこれは議決してくれということもあるかもしれません。

それで、特にその自治体運営の要となっております基本構想については、御指摘がありましたように、平成23年ごろまでですか、自治法の第2条の4項というところに、基本構想を定めなければいけないということと、それから、それは議会の議決を経てというふうに書いてありました。

しかし、それがなくなったのは、基本構想を定めなくてもいいとか、あるいは基本構想を定めるときには、議会の議決を経んでもいいという趣旨ではなくて、わざわざ一番基本的な自治体運営の基礎になるところを、わざわざこの地方分権の世の中で自治法で規制しなくてもいいでしょうと、そのことは、各自治体が判断してやられることであるという、言わば地方分権の拡充の意向として、この条文が削除されたというふう聞いております。

したがって、そういう意味でそれでこの「地方自治法」上の条文規定がなくなったということで、やめたところもあるかもしれませんが、私ども郡上市は先ほどお話がありましたように、その精神をきちんと受け継いで、住民自治基本条例の中に定めるということと、それを定めるときは議会の議決を経る必要があるというふうに定めているということでもあります。

さらに、基本構想だけでなく、御指摘がありましたように、各自治体によっては、いろんな各市の行政計画なり、そういうものを議会の議決を経なければいけないという項目に従って、議会の議決を経るべきこの96条第2項に関する条例を持っておるところがあります。これは、それぞれの自治体の判断ですし、特に議会がこれはやはり議会の議決を経てもらわんと困るというような御判断があるものについては、それはそのような手続を、条例を定めることは、大いに考えられることだと思います。

ただ、先ほどちらっと御指摘がありましたように、「地方自治法」は議会の権能というものと首長の権能というものを書き分け、条文も違いますが書いております。そういう中で、首長の、市町村長や知事の権限、担当事務というのは、おおむね次のような事項を担当すると、執行していくと

いう形で、通常は概括列举主義とか、あるいは例示的列举主義と言われております。そういう形で、大体おおむね示すということだけでも、広く執行権を担う首長の権限はかなり広いと推定されておると。

それに対して、議会の議決事項を決めていることは、次の事項を議決しなければならないという形にして、さらにその第2項で今言いましたような形で、条例で拡充することもできるという形で、この辺は法律の解釈上は、制限的列举という言い方をしております。

そういうことでありまして、何もかも議会の議決に付すべきだという議論は、恐らくないだろうと思っております。

しかし、必要に応じてこれは例えば先ほどの基本構想に比すべきような重要事項であり、単に執行機関が計画を定めましたというようなことでは、だめだという判断があれば、そういうことも可能かというふうに思っております。

ただ、御指摘がありました計画については、審議会とかそういうような形で住民の皆さんの御意向等も伺ったりなんかしながら、いろいろ積み重ねて計画をつくっております。

それで、そういう審議会等においては、例えば議会のほうからも各関係の常任委員会から2人ずつ出てくださいとかという形で、いろいろ御意見も頂いています。

そして、さらにそういう形で成案ができたときには、関係の委員会や議会に対して大体こんな案ですが、御意見どうですかという形で、完全に決めましたという前に、一応御意見も聞く場も持っておりますので、どうしてもこれはしかし計画として議会の議決を経るという、手続を経る必要があるという御判断があるものであれば、この96条2項によって定められればというふうに思います。

ただ、そうなったときには、いわゆるあれは単に執行部が執行権者が決めた行政計画ではなくて、議会が議決をするということは、その計画に対して議会が共同責任を問われることでありますので、そういう意味でそうしたことがいいのかどうか、最後の自治体の決定は、実際の行政が行われるのは、予算と条例という1つの関門がございますので、そういうもので担保をすればいいとお考えなのか、何から何まで議会の議決に振る必要があるかどうかということは、そういう判断の中でいろいろと深めていくべきではないかというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長(山川直保君) 森喜人君。

○12番(森喜人君) 詳しくありがとうございました。私も先ほど上野千鶴子さんのノイズという点から見ると、本当に大まかなといいますか、そうした計画的なことが全体の全員協議会でぱつと説明されて、ぱつと通っていくという、その辺が非常に今でもそうなんです、疑問に思って、そこから私たちは議会がもっと関与できないんだろうかということはずっと思っておりましたし、今も思っているんですが、そうした今の市長のお話ですと、そういうことも可能な部分もあるんだ

という話だったと思いますので、それは議会側の問題としてこれから対応していきたいなというふうに、対応させていただきたいというふうに思って言わせていただきました。ありがとうございました。

4つ目に入りますが、今度は今後の住民自治の活性化をどうするのかという意味合いにおいて、一つの私の提案といいますか、挙げさせていただきたいと。それが市民と市当局と議会とのフォーラムの場の活性化ということであります。

フォーラムというのは、これラテン語のフォルムから来たそうですが、いわゆるその公共広場、フォルムというのは公共広場なんです、そういったところに人が集まって、いろんなこの英語で言うとディスカッション、日本語で言えば議論する、話し合うということだったと思います。

そうした場をもっと積極的に持てないかということなんです、狭い意味では、今やっているのがこれフォーラムの一つ、市長に私が一般質問させていただいているこれも一つのフォーラムだと思います。

そしてまた、私たちからすれば、議会報告会とかこういったこともやっていますし、そして議員同士の自由討論というのもやっています。これも一つのフォーラムなんです、実は愛知県の新城市では、市民総会というのを、これを条例の自治基本条例の中に盛り込んで、15条の1項というところに入っているそうですが、このまちづくりの担い手である市民、議会及び行政がともに力を合わせ、よりよい地域創造を目指して意見を交換し、情報及び意識の共有を図るためにこうした会合を持っていると。自治基本条例の中に盛り込んでいるということなんです。

テーマとしては、2011年、2012年が自治基本条例の制定、それから2013年が新市庁舎の建設、2014年は若者が住みたいまちということテーマにしておられたと。これ非常にテーマも難しい部分があると思うんですけれども、しかし、そうした場を積極的に持っていくということについて、市長の見解をお伺いしたいと思いますし、そういう意味において、執行部と議会との協力といいますかね、そうしたことも必要になってくるというふうに思います。

そして、私たちがそうした場合にもっと議会として積極的に参加するということは、はっきり言って議決責任ですね、それをしっかり立たせる一つの情報が入ってくるわけですから、そうしたことも重要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 森議員におかれましては、今期議会改革特別委員会の委員長さんとして、今まで御質問頂いたように、本当に郡上市の住民自治ということは、いかにあるべきかということ、深く考えていただいているというふうに思います。

先ほど河合部長のほうから答弁をいただきましたが、私は住民自治という言葉は、いわゆる憲法の地方自治の本旨に基づいて日本の地方自治が行われるという、この地方自治の本旨ということは何

かという中に、構成要素として住民自治と団体自治という2つの概念があると、こういう、ここが出発点だと思います。

そういうことで、今日住民自治という場合に、いろんな住民活動、市民協働というようなことも言われますが、一番大事な基本は、それぞれの自治体の政治行政に市民が主権者として参画をされると、これをいかにその参画を活発にするかということだろうと思います。その実があるようにするかということだろうと思います。

昨日、今日と傍聴席には今あれですが、何人かの市民の皆さんが傍聴に実際にこういう議会の場へ来ていただいています。これも立派な住民自治の参画の姿だというふうに思います。

そういうことでありまして、先ほど来この住民自治基本条例を制定してから、郡上の自治基本条例を制定してから、郡上の住民自治はどうかということですが、私もまだまだだと思います。私も常々公約等に市民自治による市政の推進という中に、この住民自治基本条例と議会基本条例を両輪とした市民自治の推進ということをやっております。そういう意味で、まだまだ努力をしたいと思いますが、実態としてなかなか例えばパブリックコメント等を求めても、そんなには数が多くないというような実態もございますし、それから今お話がありましたように、私たちは市民の皆さんに市長と語ろうふれあい何とか会とかというような形で、あるいは中学生との懇談会とかという形で、市長と市民という形でやっています。

それから、皆さんは近似非常に議会改革という中で、議会の説明会という形で、いろんな意見交換をやっておられます。そこで、その三者でというのは、確かにおっしゃるようになって、私たちがやる市長と語ろうふれあい懇談会のようなときには、皆さんは御出席されていますが、言わばオブザーバーというような形で、ディスカッションをするという立場ではないお立場で出ておられるということで、ここには一つの工夫が必要かとも思います、確かにですね。

私は、私どもも勉強をしたいと思いますが、その新城市のやり方とか、それから近くでは犬山市で議会が場を設けて、市民に各定例会において7人ずつ、5分間ずつのフリースピーチを市民の皆さんにさせていただくという場を近年持っているようです。

これは、犬山市にはアメリカ生まれで日本国籍を取られたビアンキ・アンソニーさんという方がいらっしゃって、今も犬山市議会の議員さんですが、この前議長さんもやられたんですけども、その方がアメリカの議会の、地方議会の在り方の中にこういうのがあるよというようなことで、導入をされたというふうに聞いております。

いずれにしろ、そういうもののほかにも、地方自治法上は議会も公聴会であったり、参考人の招致というような形で、大いにいろいろと意見を聞くという制度も、既に設けられているんですが、それを必ずしも数多く行われているわけではないというようなことでありまして、いろいろ制度的にはやろうと思えばやれることは、たくさんあるのかなというふうに思っています。

したがって、私たちもこの執行機関の立場でもう少し例えば市民参加というものをいろいろ活発にさせる、あるいは議会のほうも、今おっしゃったようなことも含めてやられる。あるいは、首長と言いますか執行部と議会とが共同で新城市のようなそういう三者懇談のような、三者のディスカッションのようなことをするというようなことは、いろいろと今後研究していく必要があるかと思えます。

ディスカッションを本当にするのか、あるいはフリースピーチで意見を聞いて、例えば犬山市の場合は、それぞれ5分間市政に関することを自由にしゃべってくださいと。それはユーチューブにも実況で流しますと。それで質疑はないと。御意見に対する趣旨の確認はあるという形でやっておられるそうです。

したがって、近隣ですので、そういった事例も私たちも勉強しながら、より市民自治というものを、住民自治というものを活発化させて、実のあるものにしていければと思っております。

(12番議員挙手)

○議長(山川直保君) 森喜人君。

○12番(森喜人君) ありがとうございます。新城市、ごめんなさい、新城市と書いて「しんしろ」市、私実は犬山の山田市長とは懇意にしております、彼は若いほうですけども、市長になられたんですが、また私たちもしっかりとそういうことも勉強しながら、互いに頑張っていきたいと思っております。今日はありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、森喜人君の質問を終了いたしました。

別室で視聴されている議員に入場していただきますので、しばらくお待ちください。

(議員入場)

---

#### ◎議案第140号から議案第184号までについて(委員会付託)

○議長(山川直保君) それでは、日程3に移ります。

日程3、議案第140号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程36、議案第184号 市道路線の廃止についてまでの34議案を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ議案第140号から議案第184号までの質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第140号から議案第184号までの34議案は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。

ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました34議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、12月21日午後5時までに審査を終了するよう期限を付けることにいたしたいと思えます。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。

よって、議案第140号から議案第184号までの34議案については、12月21日午後5時までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(山川直保君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

(午前11時55分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 山 川 直 保

郡上市議会議員 長 岡 文 男

郡上市議会議員 田 代 まさよ